

1. 件名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1090））
2. 日時：平成30年6月28日 16時30分～20時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階耐震会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

正岡主任安全審査官、矢野審査チーム員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 プラント安全向上グループ 副長 他16名

東北電力株式会社：原子力部（原子力技術） 担当 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備技術グループ 担当 他1名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 電気保守課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力運営） 担当 他1名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、6月1日、4日、5日の提出資料などに基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請のうち基本設計方針（原子炉冷却系統施設、原子炉格納施設）について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【基本設計方針（原子炉冷却系統施設、原子炉格納施設）関係】

- 技術基準規則第14条への適合性について、単一設計とする際の「修復作業に関する安全上支障のない期間」の考え方を健全性に関する説明書等で整理し提示すること。
- 上記同様に残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）がサブプレッション・チェンバ側で単一故障した場合に、ドライウェル側2系統又はドライウェル側1系統・サブプレッションプール冷却1系統で原子炉格納容器の冷却機能を代替できることを健全性に関する説明書等で整理し提示すること。
- 技術基準規則第62条への適合性について、各機器の電源供給について規制上担保している（手順等を定めている）手段と、SA時に実施可能な場合に実施する（自主的な）手段が混在しているため、基準適合性という観点で整理し提示すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし